

第 17 回 参与との意見交換 議事要旨

日時：平成 29 年 12 月 11 日（月）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第 4 号館 7－1 会議室

出席者：

[参与]石戸谷 豊、熊谷 進、小早川 光郎、畑村 洋太郎、板東 久美子、松岡 万里野、
吉川 万里子、渡邊 光一郎

[消費者庁]長官、次長、東出審議官、小野審議官、福岡審議官、橋本審議官、総務課長 ほか

主な議題：最近の消費者行政に関する報告

- (1) 「第 4 期消費者基本計画のあり方に関する検討会」について
- (2) 公益通報者保護制度について

議事概要：

1. 議題（1）については、参与から以下のような発言があった。

【第 4 期消費者基本計画の検討プロセス】

- ・ これまでは消費者基本法第 27 条第 3 項の規定に従って、第 1 期は国民生活審議会で、第 2 期と第 3 期は消費者委員会で消費者基本計画について意見を述べながら案の策定を進めてきた。今回は従来とは違い、消費者基本法の枠組みとは別に消費者庁に新たに検討会を設置して検討するということであるが、その意義について説明されておらず、よく理解できない。第 3 期基本計画が策定されたときには、計画決定の数か月前から消費者委員会との意見交換が行われたが、期間が限られていたために、消費者委員会で実質的な議論をするだけの十分な時間がなかった。第 4 期基本計画を策定するに当たっては、消費者委員会で十分な議論ができるよう、丁寧に策定プロセスを進めていただきたい。
- ・ 今回、早めに検討を開始されたことはこれまでに比べて一歩前進と評価している。また、幅広く有識者の意見を聞くことも良いことである。消費者行政をめぐる諸課題のバックグラウンドをしっかりと把握し、新しい視点も取り入れながら議論をしていただきたい。
- ・ 早めに検討を開始されたことは、どのような点が論点となっているのかをフォローしやすくなるという意味でも良いことである。
- ・ 第 4 期基本計画を検討するに当たっては、第 3 期基本計画における実施期間の実施状況の振り返りも大事である。また、関係省庁と実質的な政策調整をしっかりと行った上で閣議決定し、関係省庁と十分に連携して取り組めるようにしていただきたい。
- ・ 今回、特に丁寧に基本計画の策定に向けて進めるということなので、消費者団体としても意見を言いやすくなった。時間をかけて丁寧に計画を作り込んでいただきたい。
- ・ 現在の基本計画に反省点があるということ为前提にして、検証を進められた方がよい。また、検討会開催に当たっては、他省庁から参考人を呼ぶなどして、具体的などころまで踏

み込んだ議論をしていただきたい。

【第4期消費者基本計画に向けた視点】

- ・SDGsのように、国際的な調和、持続的な社会の実現に向けて企業と消費者が共に取り組んでいくという未来志向、課題解決型のベクトルである点が評価できる。社会の変容に伴い様々な新しい課題が出てくると思うが、例えば「消費者志向経営」といった「変わらない視点」を骨格にした上で、基本計画を作っていくしてほしい。
- ・「消費者としての外国人」に向けた視点が必要ではないか。今、インバウンドで訪日外国人が増えている一方で、外国人に向けた消費者行政関連情報を発信するツールが限られている。消費者庁のウェブサイト为例にしてみても、英語サイトのコンテンツが少ない。外国人を対象とした情報発信の手法を考えていただきたい。
- ・昨今の法改正により、消費者庁に総合調整機能が付与された。期待に応える働きをお願いしたい。
- ・地方の消費者行政をどのように拡充していくかをしっかり議論してほしい。
- ・地方消費者行政に係る交付金がこれまでどおりには交付されなくなるということで、一部の地方公共団体からは、相談員を減らさないとやっていけないとか、来年度から十分に研修に行けなくなるといった声も聞こえてきている。また、消費者行政に回す予算がなく、消費者教育どころではないという声も聞く。地方公共団体が動きやすい消費者行政になるよう、計画を作っていくほしい。
- ・公園のプールや子供の遊び場での事故防止については消費者庁はよく取り組んでいるが、こうした事故と関連して、国家賠償法第2条の関係の整理については手つかずではないか。第1条についても課題はあるかもしれない。
- ・地方公共団体では、地方交付税交付金をそのままストレートに使うという意識が薄いのではないか。消費者庁から地方公共団体に対して、消費者行政に取り組むメリットをアピールし、消費者行政にしっかり取り組まれるよう働き掛けることが必要。消費者庁から全国の首長に直接働き掛けることが有効。工夫して取り組んでほしい。

2. 議題（2）については、参与から以下のような発言があった。

- ・制度のあり方を議論する上で、事業者と労働者を過度に対立的に見せるような構造にするのは制度のイメージとして問題がある。
- ・企業の無用の負担をできるだけ減らす制度設計が望ましい。
- ・制度の見直しを行う場合には、他の法制度との整合性を取る必要がある。例えば、会社法

制では企業の内部統制が基本とされているところ、公益通報者保護法と会社法制との関係に齟齬がないようにしなければならないだろう。また、他の法制度に基づく類似の申告もあるので、そういった類似の他の法制度との連携とか、隙間対応等も考える必要があるだろう。

- ・ 産業界からパブリックコメントに対する意見が相当出ていると思うが、是非、それらの意見を一つひとつ各論として精査してほしい。
- ・ 制度の在り方を検討するに当たっては、企業の内部統制が本丸であるという考え方をしっかりと立てるべきである。元々、この制度は弱者である労働者からの通報が念頭にあったものであると認識している。「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会 最終報告書」で示された法改正に関する論点¹を見ると、例えば通報者の範囲に関する論点のうちの一つに「退職者、役員等」が挙がっており、立法時に想定された法目的を超える論点についても議論されている。企業においては、濫用防止・コストの観点から懸念が大きいため、その観点からの検討も同時に行うべき。
- ・ 企業の納得が得られなければ企業における制度の認知度も高まらず、制度が機能しないだろう。消費者志向経営で行っているように、好事例を普及するという政策手法の方が、制度の社会への打ち出し方として良いのではないか。
- ・ 行政機関も法の適用対象である。制度設計を検討するに当たっては、隣接する制度との連携や行政機関における運用も視野に入れていただきたい。
- ・ 性善説と性悪説のどちらか一方に偏らず、バランスを取って検討してほしい。
- ・ 制度普及のための認証制度の新設については、形から入りすぎるのではなく、ガイドラインの認知度の向上や消費者志向経営との連携等、実質的に企業に取り組んでいただけるような取組が重要であると考えます。
- ・ 大企業の場合は通報体制をシステムとしては整備している場合が多いと認識している。企業トップの制度への意識をいかに高めるかが重要ではないか。
- ・ 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会 最終報告書」で示された法改正の論点については、昔から言われてきたことである。企業側、労働者側それぞれの立場から様々な主張があると思うが、昨今の事例を見ると違反状態が長期にわたって表面化し、大変深刻な事態になっているものが多い。早期に是正することは企業側にもむしろ利益になるので、共通認識を醸成しながら検討を行っていただきたい。
- ・ 一度、全く違う視点で現行の法制度を見直してみる必要があるのではないか。最初に「基

¹ 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会 最終報告書」（平成 28 年 12 月 公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会）別紙 2 において示された論点。

準」を作ると、とにかくそれを遵守させなければならないという発想になってしまい、制度が表面的なものとなり、実態において根本的なエラーがどこにあるかが検証されていないということにならないようにしなければならない。実態を議論しないと制度が形骸化してしまう。現行の法制度の違反状況だけに着目するのではなく、実態に合っているかどうかの評価をいつも意識していくべきだと思う。

- ・昨今の企業による不祥事で、消費者と企業との信頼関係が揺らいでいると感じる。制度の今後の在り方を検討することを通じて、信頼関係の醸成につなげてほしい。